

住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

この申告書は、所得税の確定申告書を提出する方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 次に掲げる場合においては、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

控除の申告を行う年度の最初の日の属する年の前年の所得の内容等について、以下のとおり記載してください。以下、「所得税」とあるのは、控除の申告を行う年度の最初の日の属する年の前年の分の所得税(平成22年度分の申告を行う場合、平成21年分の所得税)をいいます。

(1) 「①」欄

所得税の住宅借入金等特別控除額(確定申告書Aの「㉔」欄又は所得税の確定申告書Bの「㉒」欄の金額を記載してください。

(注) 次に掲げる場合で、平成19年以後の居住年に係る住宅借入金等を有するときは、これをなかったものとして計算した金額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

- (イ) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合
- (ロ) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 「②」欄～「④」欄

「②」欄は所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は所得税の確定申告書Bの「㉓」欄(所得税の確定申告書(分離課税用)を提出される場合は「㉖」欄)の金額を、「③」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉑」欄の額を、「④」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉒」欄の額を、それぞれ記載してください。

(3) 「⑤」欄・「⑦」欄

次の【税額表】により、②・④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を、対応するそれぞれの欄に記載してください。

【税額表】

②・④の金額	⑤・⑦の金額
1,000円～3,299,000円	②・④×0.1
3,300,000円～8,999,000円	②・④×0.2 - 330,000円
9,000,000円～17,999,000円	②・④×0.3 - 1,230,000円
18,000,000円～	②・④×0.37 - 2,490,000円

(4) 「⑥」欄

次の【税額表】により、③の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

③の金額	⑥の金額
1,000円～16,499,000円	③×0.1
16,500,000円～44,999,000円	③×0.2 - 1,650,000円
45,000,000円～89,999,000円	③×0.3 - 6,150,000円
90,000,000円～	③×0.37 - 12,450,000円

(5) 「⑨」欄

肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(6) 「⑩」欄～「⑬」欄

「⑩」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉑」欄の額を、「⑪」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉒」欄の額を、「⑫」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉑」欄と「㉒」欄の合計額を、「⑬」欄は所得税の確定申告書(分離課税用)の「㉓」欄の額を、それぞれ記載してください。

(7) 「⑭」欄

国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(8) 「⑯」欄

所得税の確定申告書Aの「㉓」欄又は所得税の確定申告書Bの「㉕」欄の額を記載してください。

(9) 「⑰」欄

所得税の確定申告書Bの「㉑」欄の額を記載してください。

(10) 「⑱」欄

所得税の確定申告書Aの「㉑」欄又は所得税の確定申告書Bの「㉑」欄の額を記載してください。

(11) 「㉑」欄・「㉒」欄

「㉑」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨て、「㉒」欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り上げて記載してください。

3 この申告書は控除の申告を行う年度の最初の日の属する年の3月15日(平成22年度の控除の申告をする場合、平成22年3月15日)まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に、当該年の1月1日現在お住まいの市区町村あるいは確定申告書を提出する税務署に提出してください。

平成 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
 （所得税の確定申告書を提出する納税者用）

受付印 市町村長殿 提出年月日 年 月 日	現住所	整理番号
	平成 年 1月1日現在の住所	電話番号
	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	
	フリガナ	生年月日
	氏名	明・大 昭・平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①	税額相当額	前年分の所得税額(税額控除前)	⑱
前年分の所得税の課税総所得金額	②		⑳ - ㉑ - ㉒	㉓ (マイナスの場合は、0)
前年分の所得税の課税山林所得金額	③		①と⑱のいずれか少ない方の金額	㉔
前年分の所得税の課税退職所得金額	④		市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(② - ⑤)	㉕ (マイナスの場合は、0)
②に対する所得税額相当額	⑤		市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 3/5)	㉖
③に対する所得税額相当額	⑥		道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 2/5)	㉗
④に対する所得税額相当額	⑦			
⑤ + ⑥ + ⑦	⑧			
前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の格	⑨		
	短期譲渡	⑩		
	長期譲渡	⑪		
	株式等の譲渡	⑫		
	先物取引	⑬		
税額控除	租税条約実施の特例法における利子・配当	⑭		
	⑨から⑬までの合計	⑮		
税額控除	配当控除の額	⑯		
税額控除	投資・リース税額等控除の額	⑰		
	⑮ + ⑯ - ⑰ - ⑱	⑲		(マイナスの場合は、0)

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第1号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。